

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）に関する事項

地方消費税の税率の七十八分の二十二（消費税率換算二・二パーセント）への引上げの実施時期が平成三十一年十月一日とされること等に伴い、地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等の施行期日を改正する等の規定の整備を図ること。（平成二十六年改正令附則第一条、第四条から第八条、第十条、第十一条関係）

第二 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

法人税割の税率引下げに伴う外国税額控除の限度額の計算方法等に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。（平成二十八年改正令附則第一条関係）

二 事業税

1 都道府県が市町村に交付すべき法人の事業税額を算出する際に当該都道府県に納付された法人の事業税額に相当する額に乗じる率に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。（平

成二十八年改正令附則第一条、第四条関係)

- 2 都道府県が法人の事業税の一部を市町村に交付する場合における交付時期及び交付時期毎に交付すべき額に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。(平成二十八年改正令附則第一条、第四条関係)

### 三 自動車取得税

自動車取得税の廃止に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。(平成二十八年

改正令附則第一条関係)

### 四 自動車税

- 1 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。(平成二十八年

改正令附則第一条関係)

- 2 平成二十九年四月一日に施行することとされている、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間に取得された被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車に係る環境性能割の非課税措置に係る規定を削除すること。(平成二十八年

改正令第一条関係)

- 3 現行の自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。  
(平成二十八年改正令附則第一条関係)

五 軽自動車税

- 1 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。(平成二十八年改正令附則第一条関係)

- 2 平成二十九年四月一日に施行することとされている、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間に取得された被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の非課税措置に係る規定を削除すること。  
(平成二十八年改正令第一条関係)

- 3 現行の軽自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月一日とすること。  
(平成二十八年改正令附則第一条関係)

六 その他

1 法人事業税交付金の創設に伴う特別区財政調整交付金の総額を定める地方自治法施行令の規定に係る改正規定の施行期日を平成三十二年四月一日とすること。（平成二十八年改正令附則第一条、第十四条関係）

2 環境性能割交付金の創設に伴う特別区財政調整交付金の算定方法を定める地方自治法施行令の規定に係る改正規定の施行期日を改正する等の規定の整備を図ること。（平成二十八年改正令附則第一条、第十四条関係）

3 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う標準的な規模の収入の額の算定方法を定める地方財政法施行令の規定等に係る改正規定を削除すること。（平成二十八年改正令第七条関係）

4 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第九項又は第十三項の規定による支払金を国税収納金整理資金に関する法律第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定に係る改正規定の施行期日を平成三十三年二月一日とすること。（平成二十八年改正令附則第一条関係）

5 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止に係る改正規定の施行期日を平成三十一年十月

一日とすること。(平成二十八年改正令附則第一条、第十六条関係)

### 第三 予算決算及び会計令に関する事項

地方交付税法の改正により消費税の収入額に対する地方交付税の率が平成三十二年度から十九・五パーセントとなることに伴い、剰余金の計算方法について所要の見直しを行うこと。(第十九条関係)

### 第四 地方自治法施行令に関する事項

平成三十二年度以後の年度分の特別区財政調整交付金の算定方法について、所要の見直しを行うこと。

(第二百十条の十二関係)

### 第五 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第三及び第四の改正は平成三十二年四月一日から、その他の改正は公布の日から施行すること。